

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設における東京電力の統括管理等）に係る面談
2. 日時：令和4年9月7日（水）10時30分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
大辻室長補佐、横山係長  
塩唐松審査係（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設における東京電力の統括管理等）のうち、記載の適正化を行う2件について以下の説明があった。
  - 淡水化处理 R0 膜装置雨水 R0 濃縮水移送ラインの設置中止に伴う記載の適正化
    - ✓ 想定される堰内雨水発生量は既設の設備で十分処理可能であることから、記載の適正化として設置に関する記載を削除する。
  - 高性能多核種除去設備の使用前検査受検に伴う記載の適正化
    - ✓ 性能確認を受験する準備が整ったため、また至近の汚染水発生量と比較して十分に余裕があることを確認した上で処理容量を実際の運用流量に合わせて低減するため、関連する記載を適正化する。
- 原子力規制庁は、上記2案件を記載の適正化とすることを了解するとともに、以下のコメントを行った。
  - 今後、記載の適正化を行う際には、
    - ✓ 申請の別紙及び変更比較表の変更理由にその旨を明記すること。
    - ✓ 記載の適正化と判断した理由を説明すること。
  - 放射性物質分析・研究施設の保安体制について
    - ✓ 東京電力から示す実施計画を遵守するための要求事項を JAEA が確実に実施する仕組みについて説明すること。
- 東京電力から上記コメントについて、了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- 実施計画の変更認可申請について（放射性物質分析・研究施設に係る補足説明他2件）